

00752

鳥取縣立中央病院

條例

産婦人科
眼科
耳鼻いんこう科

昭和二十四年一月二十八日
第千九百八十号 金曜日

本書ノ大キサハ固定規格 A列

◆鳥取縣條例第四號

鳥取縣立中央病院設置に関する條例を次のように定める

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立中央病院設置條例

第一條 公衆に対し医業をなすため鳥取市に鳥取縣立病院を設置する

第二條 病院の名称を鳥取縣立中央病院という

第三條 病院に次の診療分科をおく

内科

外科

皮膚ひ尿科

◆鳥取縣條例第五號

鳥取縣立中央病院使用料及び手数料徵收條例を次のように定める

この條例は昭和二十四年二月一日からこれを施行する

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

この條例は昭和二十四年一月一日からこれを施行する

第一條 鳥取縣立中央病院使用料及び手數料徵收條例

明書の交付及びその施設を使用するものはこの條例の定めるところにより使用料及び手數料を納付しなければならない

第二條 前條の規定により納付する使用料及び手數料の金額は健康保険、船員保険及び国民健康保険組合の被保険者並びに政府職員共済組合、教職員共済組合員については昭和十八年厚生省告示第六十六号「健康保険及び船員保険の療養に要する費用並びに国民健康保険組合の事業を行う法人に請求すべき費用の額の算定方法」によつて算定した額とし、その他のものにあつてはこれを二割を加算した額以内において知事がこれを定める

但し知事が別に定めたときはこれを減免することがで

きる

第三條 前條の規定により納付した使用料及び手數料はいかなる事由によつてもこれを還付しない

附 則

第四條 勤務條件の特殊性により第二條の規定により難き場合は各所屬長は知事の承認を経て休息時間につき別段の定をすることができる。

附 則

第五條 この規程は公布の日から施行する。

告 示

突出する部分 七、四四

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする

こと

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと

◆鳥取縣告示第三十八号
市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のようて仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市吉方二一八番地 八、鳥取織寸工業株式会社

一、建築物の位置 鳥取市吉方二一八番地 用途 軸木置場

一、同 構造 木造 セメント瓦葺 一階建 一棟

一、同 規模 建築面積 一九、八平方米

00753

00753

鳥取縣訓令甲第三号

訓

令

府 中 長 一 般

各 労 政 事 務 所 長

休息時間に関する規程を次のように定める。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

休息時間に関する規程

第一條 休息時間は勤務時間に含まれ、これに対する給與を支給する。

第二條 休息時間は、前條の時間内に与えられなかつた場合、いても、繰りこされることはな

す。

第三條 休息時間は午前十時から午前十時十五分まで及び午後三時から午後三時十五分までの各々十五分間とする。

00755

一、建築主の住所氏名 鳥取市吉方四七二

米 村 德

一、建築物の位置 鳥取市吉方四七三番地

一、同 用途 和金製造場

一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 四六、七二平方米 突出する部分二八、八〇同

二、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に

無償にてこの建築物を除却すること

一、この建築物を他人へ譲渡した場合は十日以内に届出ること

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者は前各号に定めたる車輌、手の義務を負うこと。

△鳥取縣告示第四十号

市街地建築物塗施行細則第二十五條の規定により次のよう仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年一月二十八日

一、建築主の住所氏名 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、同 構造 木造 粉葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 五五、八二平方米 突出する部分三四、四五同

二、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄のこと

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に

無償にてこの建築物を除却すること。

00756

◇鳥取縣告示第四十二号

労務加配主要食糧購入通帳の裏面の配給厅印欄に押捺する縣印を次のように定め昭和二十三年十二月一日からこれを適用する。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 愛 愛 治

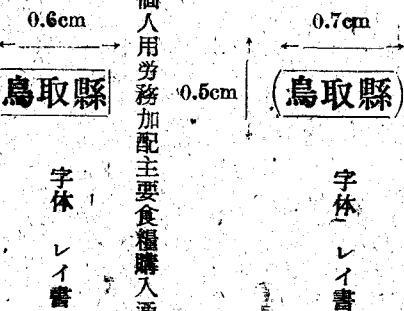
一、リンク用労務加配主要食糧購入通帳に使用するもの

◆鳥取縣告示第四十一号
 東伯地方事務所管内において縣稅檢查章を次のように返納並びに交付した。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分	番号	交付年月日	所屬廳名	職名	氏名
同	一〇六	昭和二十四年一月十九日	東伯郡倉吉町役場	書記	太田友行
同	一七五	同	同	書記補	坂田正敏

鳥取縣
字体 レイ書

区分 番号 交付年月日 所屬廳名 職名 氏名

一、個人用労務加配主要食糧購入通帳に使用するもの

縣稅檢	一九	昭和二十四年一月十二日	東伯郡倉吉町役場	書記	日野郡神
金章	返納	同	同	井上孝夫	奈川村役場
同	同	同	同	坂田正敏	安江久夫

◇鳥取縣告示第四十三號

昭和二十三年十一月三十日鳥取縣告示第六百三號の労務加配主要食糧購入通帳の裏面に押捺する配給印を工場事業場用労務加配主要食糧購入通帳の裏面に押捺する配給印に改め昭和二十三年十二月一日からこれを適用する。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育委員會規則

◇教育委員會規則第五号

教育委員會法第五十三條の規定により鳥取縣教育委員會公聽會規則を次のように定める。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣教育委員會公聽會規則

第二條 鳥取縣教育委員會は問題の調査のために公聽會

を開くことができる。

第二條 委員長は公聽會の議事を整理し、秩序を保持する。

第三條 委員会は公聽會の日時、場所及び公聽會において意見を聽こうとする問題を公示する。

第四條 公聽會に出席して意見を述べようとする者は、文書を以て予めその理由及び問題に対する賛否を委員会に申出でなければならない。

第五條 公聽會において、その意見を聽こうとする利害關係者及びその他の者の中から委員会においてこれを定めた者にその旨を通知する。

委員又は公務員も参加人となることを妨げない。

公聽會においては、賛成者と反対者の数及び時間は、これを公平に定めなければならない。

第六條 参加人が発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない。

第七條 参加人の発言は、その意見を聽こうとする問題

の範囲を超えてはならない。

参加人の発言が前項の範囲を超えることは、参加人に不穏當な言動があつたときは、委員長はその発言を禁止し、

又は退場を命ずることができる。

第八條 委員は参加人に質疑することができる。但し参加人が委員に質疑することはできない。

第九條 公聽會においては討論及び表决をすることはできない。

附 則

この規則は昭和二十四年一月二十五日からこれを適用する。

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第六号

昭和二十三年十一月一日附鳥取縣教育委員會告示第一号乃至第四号は、これを鳥取縣教育委員會規則第一号乃至第四号と訂正する。

正誤

附 則

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣教育委員會告示第七号

左の件を附議するため二月一日教育委員會を鳥取市に招集する。

一、人事異動に関する件
一、その他

昭和二十三年十一月十五日鳥取縣選舉管理委員會規則第八号中第一章の前に「衆議院議員選舉事務規程」を加える

昭和二十三年十一月十五日鳥取縣選舉管理委員會規則第九号中第一條の前に「衆議院議員臨時選舉運動規程」を加える

昭和二十三年十一月十五日鳥取縣選舉管理委員會規則第八号、第九号中次のよう正誤する。

頁行

誤

正

一 下 二 一 契印を施し

契印をし

五 上 九 予め

予め

同 一 開閉は柏子木

開閉は柏子木

八 下 一 投票臨機

投票點檢の

二 二 三 修正申告の

修正申立の

二五(第六号)衆議院議員選挙結果調

衆議院議員選挙投票結果調

一八(第七号)証明書

証明書

二二下三鳥取縣選舉管理委員会

鳥取縣の選舉管理委員会

二三上八立会演説会をしようとする

立会演説をしようとする

二四下三順床

順序

二六下一五委員会が定めた別記第一号

委員会が別記第一号

二七八臨時特例第九條第一項

臨時特例に關する

二七八臨時特例第九條第一項

法律第九條第一項

昭和二十四年一月十八日鳥取縣公報第十九百七十七号
登載鳥取縣告示第二十五号鳥取縣治山事業施行規程中左の通り正誤する。

6 同東伯支部
二、〇〇〇、〇〇、一門田 定蔵 參議院 東伯郡上
一、〇〇〇、〇〇、一生田 虎藏 縣會議員 同
五〇〇、〇〇、一中本美佐雄 日農中部 連合会書 同古布
記長 庄村

昭和二十四年一月十八日鳥取縣公報第十九百七十七号
登載鳥取縣告示第六百六十号中左の通り正誤する。

(一) 記
頁段行目 正 誤

三 上 三 精麦 米麦

箇所 誤

巾 六ミリメートル 八ミリメートル

第二條中 昭和二十三年度 昭和二十三年

長 一、三センチメートル 一センチメートル

昭和二十四年一月十八日附鳥取縣公報第十九百七十七号

登載鳥取縣告示第二十六号鳥取縣保安林強化事業規程中

左の通り正誤する

第一條中 昭和二十三年度 昭和二十三年

第三條第一 水源池養林安林 水源涵養保安林

一項中 土砂止上必要な箇所 土砂扦止上必要な箇

第六條第一 保安林においては 保安林にあつては

第六項中 必要箇所 必要な箇所

第十四條中 保安林においては 保安林にあつては

昭和二十三年十一月三十日鳥取縣告示第六百三号勞務加

配主要食糧購入通帳の裏面に押捺する配給印に關する件中左の通り正誤する

(一) 記
知事に 事項

正

主要食糧貨加工取締規則第二條第一項の規定によつて左記のとおりお届けする。

記

一、加工設備の場所

二、加工の種別

三、加工設備の状況

(一) 機械の種類別、型式、台数

(二) 加工の業種別 一日当加工能力

(三) 設置 年 月 日

(四) 倉庫

五、営業の経歴

(一) 開業 年 月 日

(二) 兼業の事業内容(食糧加工業以外)

四、従業員数

五、規模

昭和二十四年一月二十八日印製
昭和二十四年一月二十八日發行
鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物可
行 政 者 者
鳥 取 県 市 東 町
行 政 者 者
鳥 取 県 市 東 町
行 政 者 者
鳥 取 県 市 東 町
印 刷 所